

## 第2章 フランスの公共図書館

### 1. 公共図書館の位置付けと機能

#### 1. 地方制度と公共図書館の法的・制度的な位置付け

##### (1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について

フランスの諸制度は、1789年のフランス革命時にその基礎を持っているものが大半である。地方行政制度も例外ではなく、住民に最も近い自治体は、コミューン(commune)と呼ばれ、日本の市町村に相当する。『新版世界の地方自治制度』によれば、現在3万6,565あるが、その3分の2は2万人以下の小規模自治体である。このコミューンの上に、県にあたるデパルتمان(département)があり、現在その数は96を数えている。この県が幾つか集まり、州にあたるレジオン(région)が作られ、これらすべてを統合する形で共和国が形成されている。

それぞれの地方自治体の関係は、フランスの場合には市町村→県→国という段階的な3層構造にはなっていない。市町村と県は並列的でそれを州が調整する形をとっている。

フランス共和国の州と県



##### (2) 地方制度の段階(層構造)と、公共図書館のネットワークについて

州に属する図書館は現在存在せず、市町村に属する図書館が市町村立図書館、デパルتمانに属するものが県立貸出図書館となっている。

###### ①市町村立図書館

###### 1) 指定市立図書館 (Bibliothèques municipales classées)

リヨン、マルセイユをはじめとする大都市の図書館はすべてこれに属し、54館あった。この図書館は、フラ

ンス革命時に没収された資料（＝国有財産）を管理する目的で創設されたため、世界的に貴重な資料を持っている図書館が多かった。また、これらの図書館は国から職員数などが優遇されていた。現在この優遇制度はなくなっている。

## 2) 市町村立図書館 (Bibliothèques municipales)

指定市立図書館以外のすべての市町村立図書館がこのカテゴリに入る。貴重図書や学術図書より一般図書を中心としたサービスを展開している。

## 3) パリ市立図書館

パリ市は行政上、独自の扱いを受けているので、図書館のあり方も他市とは異なっている。市内は 20 の区に分かれ、各区には貸出主体の地区館が配置されている。この地区館 50 館に、専門図書館 5 館をあわせて全体でパリ市の図書館網を形成している。

## ②県立貸出図書館 (Bibliothèques départementales de prêt: BDP)

県という行政区域内で活躍する図書館で、現在 98 館存在している。人口 1 万人以下の市町村をサービス対象として、公読書の理念の下で、図書館に縁遠い市民を図書館に結びつける活動をしている。以前中心となっていたのがブックモービルで、定期的に域内の市町村立図書館、学校、集会所などを巡回していた。また、集会や展示会などを企画し、市町村立図書館をバックアップしていた。現在の BDP は、ブックモービルによるサービスは主ではなくなり、小規模市町村の援助が主な任務になっている。ブックモービルによるサービスは 1996 年において 2,575 箇所サービスのサービスポイントで行われているが、それに対して、市町村立図書館への援助が 1,419 件、連携図書館への援助が 5,133 件、単純な保管所でのサービスが 9,522 件となっている。また、地域の学校への援助も 9,415 箇所と、相当数の機関への援助が行われている。これらのサービスには、2 万 5 千人ほどの人員が割かれているが、そのうち 4 分の 3 程度がボランティアである。BDP のその他の活動として、ボランティアに対する研修がある。1996 年度においては 1 万 5 千人のボランティアがこの研修を受けている。また、地域の図書館の情報化に対して助言を与えたり、図書館における展示や行事のコーディネートも行っている。さらに、BDP は小規模市町村に対する補助金も出しているが、1996 年度においては、73 の県により 771 の小規模市町村に対する図書館建設や改築のための補助金が出ている。

国と公共図書館との関係については、先に述べた地方行政制度と公共図書館の政策の変遷をふまえる必要がある。そもそも市立図書館はフランス革命の際、共和国に没収された国有財産を保存するのを目的に設置された。これが公共図書館の基礎となっている。そして、1983 年に成立した「地方分権法」により、市町村、県、州が独立した地方自治体になった。それにより、地方の公共図書館はその自主性を生かした図書館運営をせざるを得なくなり、国の関わりは間接的なものとなり、図書館の理念の浸透といった面でのサポートしか行わないようになった。

このように、国の役割は技術的調整 (contrôle technique) により、蔵書構成、コンピュータによるサービス内容などを点検する役割である。それに加えて、1992 年の法律によって、市町村立図書館のなかから当該地域に加えて隣接する自治体の図書館を支援することを使命とする地域拠点市立図書館 (Bibliothèques municipales à vocation régionale: BMVR) が創設された。この BMVR には、25 万冊の成人用図書を所蔵し、10 万人以上の人口を有する都市、または各地方の主要都市に該当する図書館が指定され、現在 32 存在する。これにより、市町村立図書館と県立貸出図書館の連携協力が深められ、新しい図書館ネットワークの動きとして注目を浴びている。

他方、公共図書館との関係として、フランス総合目録 (Catalogue collectif de France: CCFR) の計画が進行している。これは、600 万件のフランス国立図書館 (Bibliothèque nationale de France: BNF) の書誌データをデータベース化し、それに加え全国の大学図書館 31 館と公共図書館 54 館の協力を得て、1,300 万件の総合目録を作成するものである。そのための特定主題に関する、共同収集機構が設けられている。

フランスの国立中央図書館である、フランス国立図書館 (BNF) は、ルーヴル宮の王室文庫にその起源を持つ国立図書館 (Bibliothèque nationale: BN) と 1996 年 12 月に開館した新図書館から成り立つ。呼び名としては、建設地名から新館をトルビアク館、旧館をリシュリュエ館と呼称する。国立中央図書館は長い間、国民教育省の監督下にあったが、1981 年からは文化通信省の監督下にある。1994 年 1 月 3 日の政令により、国立中央図書館の役割とは

収集し、目録を作成し、保存し、充実させることであると示されている。

### (3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系と設置運営主体について

法的環境については、古文書や歴史的建造物といったその他の文化的な部門と違い、図書館に関する法は存在していない。これは、一般的な法的文書において、図書館の使命、役割などが規定されていないことを意味している。拘束力のないものとして、1991年に高等図書館評議会（Conseil supérieur des bibliothèques）が採択した『図書館憲章』がある。

公共図書館はそれぞれの首長の権限の元に置かれ、法人格はない。公共図書館は1988年10月9日の政令により、国のコントロールの元に置かれている。また、それぞれの知事が図書・読書局によって行われた調査の受取人となっている。

### (4) 公共図書館に対する国家レベルの体制と方針について

国レベルで公共図書館の振興を担当するのは、文化通信省図書・読書局（Ministère de la culture, Direction du livres et de la lecture）の読書公共図書館開発部（Département du développement de la lecture et des bibliothèques territoriales）である。国立図書館と公共図書館は、ともにこの組織の監督下にある。一方、これらの図書館の上級司書の人事権および上級司書養成は、国民教育省（Ministère de l'éducation nationale）の図書館・美術館・科学技術情報局（DBMIST: Direction des bibliothèques, des musées et de l'information scientifique et technique）にあり、二重構造になっている。

(2)に述べたとおり、公共図書館における国の役割は技術的調整（contrôle technique）により、蔵書構成、コンピュータによるサービス内容などを点検する役割であるが、現在、600万件のフランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France: BNF）の書誌データをデータベース化し、それに加え全国の大学図書館31館と公共図書館54館の協力を得て、1,300万件の総合目録を作成する、というフランス総合目録（Catalogue collectif de France: CCFR）の計画が進行しており、そのための共同収集機構も設けられている。

基本的には地方分権化の流れの中で、公共図書館は地方へと移管されていっている。近年特筆すべき事項は見られなかったが、フランスでは戦後ずっと続く「公読書」の概念の元で公共図書館政策は行われている。これはすべての人々の利用に供される公共サービスとして、公共図書館を位置付けるものである。

## 2. 公共図書館の数

### (5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数（分館・サービス拠点を含む）について

市町村立図書館については、1999年度調べで2,795館存在している。該当する地域は36,962,197人の人口を抱えている。また、この中でレコードやCDの貸出を行っている館は1,479館あり、ビデオの貸出を行っている館は841館ある。

県立貸出図書館については、2003年度調べで、先述のとおり98館が存在する。

## 公共図書館数

区分	図書館数	備考
市町村立図書館	2,795	
指定市立図書館	54	リヨン、マルセイユなど大都市の図書館
パリ市立図書館	55	地区館50、専門図書館5
市町村立図書館		
地域拠点市立図書館	32	10万以上人口あるいは地方主要都市に指定（1992年）
県立貸出図書館	98	
分館を持たない図書館	52	
1つの分館を持つ図書館	28	
2つの分館を持つ図書館	13	
3つの分館を持つ図書館	3	
4つの分館を持つ図書館	2	

## (6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について

県立図書館については設置率 100%である。市町村立図書館 2,795 館に関しては、とても小さなものもあり図書館が設置されていない地域も多々ある。36,565 コミュニティに対して単純計算すると、設置率は 7.6%となる。

## (7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について

地域内の大学との連携や、フランス国立図書館の全国的な目録作りに協力する図書館などもある。

## 3. 公共図書館サービスの基本理念、原則について

## (8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況

フランス国立統計経済研究所（INSEE）が行った「時間の使い方」に関する世論調査によれば、1日の平均読書時間は 27 分程度である。他の世論調査で見ると、フランス人の 3 分の 2 は過去 1 年間に 1 冊以上の本を読み、1 週間のうち読書に割く時間といえば、46%の人が 2-7 時間、14 時間が 11%、1 時間以内が 10%となっている。しかし見方を変えると、35%の人は過去 1 年間に本を 1 冊も読まず（ただし、教科書と大学のテキストを除く）、1-10 冊が 38%、11-15 冊が 9%となっており、1 週間に平均 1 冊以上を読むのはわずか 4%だけである。

一方、『フランス図書館年鑑 1996 年』によれば、市町村立図書館における利用実態は次のとおりである。図書館に対する意識はわからないが、図書館利用者と非利用者の読書に対する傾向の違いは読み取れる。

区分	登録者で利用者	非登録で利用者	利用しない人たち
読書は好きですか？			
はい、好きです	59%	34%	29%
いいえ	6%	19%	26%
どちらを読むのが好きですか？			
雑誌	23%	38%	40%
本	70%	49%	43%
図書所持数			
200冊以上	49%	34%	31%
本を買いますか？「はい」	88%	83%	76%
過去12ヶ月で読んだ本の数			
1～2冊	4%	9%	22%
3～4冊	10%	24%	24%
5～9冊	21%	24%	22%
10～19冊	23%	23%	15%
20冊以上	41%	19%	15%

## 市町村立図書館における利用実態

資料：Les usagers et leur bibliothèque municipale. Bulletin des bibliothèques de France, n° 6, 1996

**(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について**

公共図書館サービスは基本的には、貸出中央図書館と市町村立図書館における公読書の発展を追求することである。公読書 (lecture public) とは、公教育と対等の概念として国民に対する図書館サービスの保障を、国や公共団体の責務として義務づける概念である。

また、公共図書館の役割として 1991 年、高等図書館評議会 (Conseil supérieur des bibliothèques) によって採択された「図書館憲章」が挙げられる。「公共図書館はデモクラシーの実現に必要なサービスである。それぞれの個人が知的自由を確保し、社会の発展に寄与するために公共図書館は、図書への平等なアクセスを保障しなければならない」(図書館憲章第 3 項)。

**国、地方公共団体などの図書館に対する役割**

## 〈図書館に対する国の役割〉

国における図書館の管理運営は、国民教育省と文化通信省が所管している ((4)を参照)。このうち、公共図書館に関しては文化通信省の所管である。また、その他に図書館総監督局 (Inspection générale des bibliothèques) という、両省にまたがる図書館に関する部局があり、さまざまな図書館に関する報告を行っている。1982 年からの地方分権化の流れの中で国の役割は変わってきている。以前は補助金などの直接的な援助が求められていたが、現在では図書館界の活性化などの直接的でない活動が期待されている。

## 〈図書館に対する地方公共団体の役割〉

それぞれの図書館は先に述べたように、直接的に国の所管に属しているわけではない。地方公共団体のもっとも重要な役割は、所管の図書館の方向性を定め、そのための予算を与えることである。強制力のある規則が存在しないので、このための各自治体の役割はとて大きいものである。また、地方分権化の流れの中でその役割はますます増大している。

**(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて**

フランスでは 2003 年 6 月 18 日に、公共貸与権制度に関する立法が可決された。この立法は、知的財産権法典 (Code de la propriété Intellectuelle: CPI)、社会保障法典 (Code de la sécurité sociale)、書籍の価格に関する 1981 年 8 月 10 日の法律 (Loi n°81-766 du 10 août 1981 relative au prix du livre) の改正を含む「図書館における貸与のための報酬及び著作者の社会的保護の強化に関する 2003 年 6 月 18 日の法律第 2003-517 号 (Loi n° 2003-517 du 18 juin 2003 relative à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant la protection sociale des auteurs)」及びその委任を受けて 2004 年 8 月 31 日に制定された 3 本の政令から構成されている。このような立法によって作られたフランスの公共貸与権制度は、公共貸与権制度の導入をめぐる長年続けられてきた議論に終止符を打つべく編み出された、「文化の和平 (Paix culturelle)」と称される制度によって成り立っており、国と図書館設置主体による徴収分配事務、書籍商による対価代理徴収などが特徴となっている。

まず、フランスにおけるこの立法の成立までの流れを見ていく。1992 年に「貸与権及び貸与権並びに知的所有権分野における著作権に係る権利に関する 1992 年 11 月 19 日の欧州理事会指令 (DIRECTIVE 92/100/CEE DU CONSEIL du 19 novembre 1992 relative au droit de location et de prêt et à certains droits voisins du droit d'auteur dans le domaine de la propriété intellectuelle 以下「92 年貸与権指令」という。) が制定されると、フランスでもこの制度の導入に対する本格的な議論が行われるようになる。92 年貸与権指令においては、加盟国に対して絵画などの著作物の原作品ならびに書籍、音楽 CD、ビデオソフトなどの著作物の複製品を貸与し、または貸与することを許諾し、または禁止する権利を定めることを義務付けている (第 1 条)。その一方で、公への貸与に関する権利については、著作者が当該貸与についての報酬を得る場合には、これを制限することができ (第 5 条第 1 項)、また、ある種の施設については、報酬の支払いを免除することができる (同条第 3 項) 旨も併せて規定する。また、加盟国における国内法化の期限を、1994 年 7 月 1 日に設定している (第 13 条第 1 項)。この指令を受けてフランス政府も、現行のフランス国内法と 92 年貸与権指令の関係についての検討が行われた。

その結果、フランス政府は、著作者がその著作物の複製物が流通した後も、その複製物を用いて行う行為（貸与も含まれる）をコントロールすることができるという、著作権者の「用途権」というフランス特有の権利を根拠に、92年貸与権指令の国内法化のための措置が不要と判断した。しかし、この貸与に関する著作者の権利は有名無実化しており、著作者の主張と図書館との論争の的となっていた。それにより、フランス政府は、本格的に92年貸与権指令第5条に規定する権利制限規定の導入を検討せざる得なくなる。また、このような法的な側面ばかりでなく、フランスにおける図書館への需要の急激な拡大により貸出実績が大幅に増加したことも、議論を活発化させる原因となった。

このような背景の下に1997年12月から報告書の作成が始まる。この報告書は1998年7月に提出されるが、出版社と一部の著作者で構成される有料貸与を主張するグループと、図書館司書、一部の著作者などで構成される読書の無料制の維持を主張するグループとによる論争を呼ぶことになる。この議論は長引き、2000年に最高潮を迎えるが、これにより政府が再び制度案を提示するまでにさらに2年の歳月が必要となる。この両者の議論に終止符を打ったものが、「文化の和平」といわれる著作者の権利の尊重と読書の普及という相克する目的を共に確保するものだった。この考えの下に、法案が文化通信大臣により作成され、2002年3月に上院に提出された。結局、この法案は若干の修正を受けつつ2003年6月10日に可決された。

この法律は全9条からなっている。第1条は公共貸与権制度の根幹となる規定の知的所有権法典への新設、第2条および第3条は文芸または翻訳を業とするもの補充退職年金制度への加入を可能にするための社会保障法典の改正、第4条は図書館への書籍販売の際の割引率の上限を新設するための書籍の価格に関する1981年8月10日の法律の改正をそれぞれ定める。また、第5条はこの法律の適用状況等についての報告書の議会への提出義務、第6条は施行日および経過措置、第7条は販売および貸与用ビデオグラムへの課税のための租税一般法典の改正、第8条は「建築物・共通遺産センター (Cité de l'architecture et du patrimoine)」の新設、第9条は「国立高等写真学校 (Ecole nationale de la photographie)」の職員の雇用条件の保障を、それぞれ定める。

この法律において著作者の報酬に関しては、その受領権限を文化担当大臣により認可された団体のみ認めている。この認可は、①構成員の多様性、②管理職者の職業資格及び③報酬の徴収及び分配を保証するために用いるよう提案する方法の3つから行われる。この認可の対象と想定されている団体は、フランス文芸著作者利益協会 (Société française des intérêts des auteurs de l'écrit: SOFIA) である。報酬の財源に関しては国の負担分と、図書館設置主体の負担分の2つからなっている。

国の負担分に関しては、貸与について公衆に開かれた図書館 (bibliothèques accueillant du public pour le prêt) の中で、学校図書館 (bibliothèques scolaires) を除いた図書館の登録利用者の数をもとに算出されている。この「公衆に開かれた図書館」に含まれる図書館の種類は政令により、①地方自治体の図書館、②学術・高等教育のための公施設の図書館、③企業委員会 (comités d'entreprise) の図書館、④組織的活動として、年間の書籍の購入冊数の過半数を登録利用者に貸与するために用いる図書館又は公衆が自由に使用できる資料室を設置する組織の4種類と定められている。算出方法は、②の図書館については1ユーロ、それ以外は1.5ユーロをそれぞれの登録利用者数に掛け合わせた金額と定められている。なお、この法律の施行1年目に関しては、それぞれの額の半額の金額でよいことになっている。この登録利用者数のデータは、①及び②の図書館については公的な統計により算出し、その他の図書館については①の数の4%として算出することと定められている。

図書館設置主体の負担分は、書籍の公売価格の6%と定められている。この金額は、書籍を販売した納入業者に対して書籍の代金と同時に徴収される。納入業者は、第133-2条の規定に基づき認可された団体の請求に応じて、この負担分を支払うことになる。次にその受領については、著作者及び出版者に分配される部分と、文芸及び翻訳を業とする者を対象とした補充退職年金制度の分担金に当てられる部分の2つに分けられている。後者に関しては総額の2分の1を超えてはならないことが定められている。著作者及び出版者への分配に関しては、著作者と出版者に半分ずつ分配されることとなっている。

#### (11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について

前項(10)で述べたとおりである。

#### (12) 個々の公共図書館の使命 (ミッション・ステイトメント) について

図書館のミッション・ステイトメントは、それぞれの図書館ごとに作成され公表されているが、一概に全体的傾向を示すことは難しい。

### (13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて

図書館に関するいくつかの全国的な機関が、さまざまな調査を行っている。その中には地域社会の情報ニーズに関するものも存在するが、詳細は不明である。

## 2. 公共図書館の運営・経営の体制

### 1. 設立主体と運営主体の状況と管理運営・経営の責任体制と経費負担

#### (14) 公共図書館の整備や運営費の負担について

国による地方への援助は、地方分権化の流れの中で、現在では地方分権化への一般基金 (Dotation générale de decentralization: DGD) として一括して行われている。

DGD の枠の中で、国の市町村立図書館への援助は3つの形をとっている。1つ目は、2001年度で1億1,800万フラン (日本円で19億5,644万円) が充てられているが、制度の運営 (fonctionnement) に対するものである。これは、2000年には1,361の自治体に行われた。2つ目は、2001年度で2億1,800万フラン (日本円で36億1,444万円) 以上が充てられた、地方文化局 (Directions régionales des affaires culturelles) によって審査された投資に対するものである。これは、2000年には857の事業が支援された。最後に3つ目は、2001年度で6,400万フラン (日本円で10億6,112万円) が充てられた、地域拠点市立図書館 (BMVR: Bibliothèques municipales à vocation régionale) の建設に対する援助であった。

1992年から県の事業へもDGDの枠内で国からの支援が行われている。2001年度で3,800万フラン (日本円で6億3,004万円) が充てられた。(日本円換算については2001年の為替相場の年平均値、1フラン=16.58円として算出)

#### (15) 図書館の建設整備にPFIなど、民間資金活用の試みについて

不明である。

#### (16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて

基本的に、公共図書館の管理運営は設置自治体が行う。業務の部分的委託が行われているかどうかは不明である。

#### (17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について

経営・運営の責任者は、図書館長であり、それぞれの自治体に任命される。それぞれの自治体の議会が任命を行っている。

監督者は基本的にはそれぞれの自治体である。国は技術的調整 (controle technique) を行い、蔵書構成、コンピュータによるサービスの内容などを点検することになっている。

#### (18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について

それぞれの自治体によって評価されるようであるが、詳細は不明である。

## 2. 図書館運営に関する年間経費の総額と資金負担の状況

#### (19) 各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について

1999年度予算をみると、市町村図書館の予算総額は33億3,400万フラン (1館当たり119万フラン)、県立貸出図書館の予算総額は4億6,300万フラン (1館当たり472万フラン) となっている。日本円に換算すると、市町村図書館の予算総額は616億7,900万円 (1館当たり2201.5万円)、県立貸出図書館の予算総額は85億6,550万円 (1館当たり

8,732 万円) である。(日本円換算については1999年の為替相場の年平均値、1フラン=18.50円として算出。)

1999年度予算

(単位：千フラン)

区分	予算総額			1館当り予算額
		うち資料費	資料費割合	
市町村立図書館 (2,795館)	3,334,000	484,000	14.5%	1,193
県立貸出図書館 (98館)	463,000	125,000	27.0%	4,724

## (20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について

地方分権化の流れの中で国からの補助はほとんど行われていないが、2004年の文化通信省の図書・読書政策に用いられる予算を見てみると、全体で3億1,287万ユーロ(日本円で420億2,783万円)に上る。この分野は、優先順位の高い問題となっており2003年と比べて3.7%増加している。この予算の中には、図書館と直接関係ない図書や書店に対する予算も含まれている。その中で図書館に対するものとしては、公共貸与権とその作家、編集者への補填として822万ユーロ(日本円で11億419万円)、公共貸与権に関わる図書館に対する援助として264万ユーロ(日本円で3億5,463万円)や公共図書館に対する1億5,500万ユーロ(日本円で208億2,115万円)の予算などが含まれる。

このうち公共図書館に対する予算を詳しく見ていくと、620万ユーロ(日本円で8億3,285万円)が県の投資への援助に用いられている。特に、エロー県の新しい中央貸出図書館の建設計画に256万ユーロ(日本円で3億4,388万円)が充てられている。市町村立図書館については300の計画に対して補助金が出されている。農村地帯や都市の周辺地域におけるメディアセンターの発展のためのプログラムに1,050万ユーロ(日本円で14億1,047万円)の予算が充てられている。(日本円換算については2004年の為替相場の年平均値、1ユーロ=134.33円として計算。)

## (21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について

ここに挙げるデータは、1997年2月にフランス文化通信省図書・読書局から刊行された1995年の『全国公共図書館の統計』(Bibliothèques municipales. Bibliothèques départementales de prêt, données 1995)による。このデータは全国すべての図書館を網羅したデータではなく、3,000自治体への調査票送付の結果の、有効回答総数2,315のデータである。この結果から全国の完全な状況把握はできないかもしれないが、大まかな傾向と問題点を知ることが可能である。

住民1人当りの図書館予算については、サービス人口規模の小さい図書館ほど、住民1人当り施設設備費は大きくなり、住民1人当り人件費は小さくなる。これに対し、資料費は人口規模にほとんど関係がない。

住民1人当り図書館予算の経年変化をみると、施設設備費は年によって増減があるが、人件費、資料費については年々増加している。

住民1人当りの図書館予算 (1995年度)

(単位：フラン)

サービス人口規模	施設設備費	人件費	資料費
30万人以上	8.62	74.63	11.05
100,000~300,000人	10.69	85.86	13.96
50,000~100,000人	30.18	92.79	15.09
20,000~50,000人	23.1	80.59	13.92
10,000~20,000人	27.22	66.27	12.99
5,000~10,000人	47.33	58.51	12.9
2,000~5,000人	40.82	43.15	11.26
2,000人以下	73.66	46.62	13.22

(IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、1995年平均で1フラン=18.84円)



住民 1 人当りの図書館予算の経年変化 (単位：フラン)

年度	施設設備費	人件費	資料費
1990年度	—	53.00	11.30
1991年度	19.88	58.46	12.35
1992年度	25.02	61.60	12.64
1993年度	27.00	66.99	13.03
1994年度	32.84	69.87	13.28
1995年度	23.45	75.64	13.25

資料費の配分比率 (1995 年度) (単位：%)

区分	図書	逐次刊行物	音声資料	ビデオ	その他
全資料を置く館	62.4	12.8	15.0	6.8	3.0
ビデオはおかない館	67.1	13.3	18.6	—	1.0
音声資料はおかない館	78.5	13.6	—	7.0	0.9

### 3. 図書館サービスについて

#### 1. 利用者数と開館時間

##### (22) 公共図書館の年間利用者総数について

公共図書館の利用者数あるいは来館者数に関するデータはない。

なお、登録者数は 1999 年度の文化通信省による公共図書館統計 (BIBLIOTHÈQUES MUNICIPALES Statistics) 調査で、市町村立図書館合計で 6,582,879 人 (1 館当たり 2,450 人) である。そのうち 40% が 14 歳以下の子どもとなっている。

県立貸出図書館については、もともとブックモービルなどのサービスが主体であったことから、登録者数データも見あたらないが、所有する乗り物に関してだけはわかっている。県立貸出図書館合計で、ブックモービルが 554 台、小型トラック 90 台、メディアバス (美術館的なバスやオーディオ機器を装備したバスなど) 71 台、小型連絡便 23 台となっている。(2003 年度資料) また、19,088 のコミューンで 19,231 のサービスポイントが存在している。(1996 年度調査)

##### (23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合 (利用者登録率) について

図書館ごとの登録率は不明であるが、図書館登録者の全人口に占める割合は、単純計算で 11.0% となる。

##### (24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について

内訳のデータは公開されていない。

##### (25) 夜間開館および開館時間数について

市町村立図書館 2,787 館を対象とした調査 (1999 年) によると、1 週間での総開館時間の平均は、19 時間 8 分であった。また、1 週間での平均開館日数は 4.3 日間であった。

次に 1995 年の 2,315 館を対象とした調査によると 55 館が日曜開館を行っており、その大半は人口 1 万人以下の自治体であった。1 週間毎日開館している館は 11.3% で、半数ほどの図書館が週 5 日開館であった。

人口規模別にみた週平均開館時間と、開館時間の全国平均経年変化については、次のとおりである。

人口規模別の週平均開館時間（1995年度）

サービス人口規模	週当たり平均開館時間
300,000人以上	50時間30分
100,000～300,000人	40時間30分
50,000～100,000人	32時間08分
20,000～50,000人	26時間40分
10,000～20,000人	24時間33分
5,000～10,000人	19時間30分
2,000～5,000人	14時間34分
2,000人以下	10時間40分

開館時間の全国平均経年変化

年度	週当たり開館日数	週当たり開館時間
1990年度	4.3	20時間08分
1991年度	4.2	19時間00分
1992年度	4.3	19時間44分
1993年度	4.3	19時間34分
1994年度	4.3	19時間43分
1995年度	4.3	19時間30分
1999年度	4.3	19時間08分

## 2. 蔵書数および貸出数

### (26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について

蔵書数は、市町村立図書館で1館当たり37,684冊、県立貸出図書館で241,773冊となっている。県立貸出図書館は、市町村立図書館より蔵書規模が大きいことがわかる。その他、視聴覚資料等の所蔵数は次のとおりである。

市町村立図書館の所蔵数

区分	所蔵数	1館当たり	備考
書籍（冊）	96,170,520	37,684	パリを除く2,552の図書館
レコード・CDなど（点）	5,751,642	5306	1,084館で
ビデオなど（点）	878,195	950	924館で

資料：1999年度調べ

県立貸出図書館の所蔵数

区分	所蔵数	1館当たり	備考
書籍（冊）	23,693,722	241,773	全館で
レコード・CDなど（点）	1,997,721	22,446	89館で。83館が3,000枚以上所持
ビデオなど（点）	410,114	6,214	66館で。49館が500本以上所持
CD-ROM（点）	50,450	664	76館で。46館が500枚以上所持

資料：2003年度調べ

なお、次表は、文化通信省図書・読書局のウェブサイトからのデータ（2003年調査）で、地域ごとの市町村立図書館に関する蔵書規模の統計である。

(<http://www.culture.gouv.fr/culture/dll/biblio-stats/index-bibliostats03.htm>)

## 市町村立図書館の蔵書規模

Region (州)	蔵書規模 (単位: 館)			
	1万冊未満	1万冊以上 5万冊未満	5万冊以上 10万冊未満	10万冊以上
ALSACE	35	33	6	2
AQUITAINE	59	62	16	5
AUVERGNE	42	24	3	3
BOURGOGNE	52	49	5	5
BRETAGNE	106	82	8	6
CENTRE	35	50	11	8
CHAMPAGNE-ARDENNE	20	8	5	3
CORSE	2	0	2	0
FRANCHE-COMTE	37	20	2	3
GUADELOUPE	11	5	1	0
GUYANE	0	2	0	0
ILE-de-FRANCE	70	135	67	50
LANGUEDOC-ROUSSILLON	41	57	4	5
LIMOUSIN	14	11	1	3
LORRAINE	29	49	15	7
MARTINIQUE	11	7	1	0
MAYOTTE	2	0	0	0
MIDI-PYRENEES	54	47	7	5
NORD PAS-de-CALAIS	42	67	13	15
BASSE-NORMANDIE	36	27	5	3
HAUTE-NORMANDIE	24	26	8	5
PAYS de la LOIRE	62	55	16	15
PICARDIE	36	32	3	8
POITOU-CHARENTES	79	31	7	6
PROVENCE-ALPES-COTE d'AZUR	78	69	14	17
REUNION	0	9	6	1
RHONE-ALPES	142	134	24	15
Saint-PIERRE et MIQUELON	0	2	0	0
計	1,119	1,093	250	190
全体 (2,652館) に占める割合	42.2%	41.2%	9.4%	7.2%

## (27) 蔵書の内訳について

県立貸出図書館については1998年の統計で蔵書の47.9%が児童用の図書ということがわかっている。市町村立図書館については詳細なデータが存在しない。

## (28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について

年間受け入れ数は、市町村立図書館で1館当たり2,108冊、県立貸出図書館で1館当たり13,816冊となっている。その他、視聴覚資料等の受け入れ数は次のとおりである。

## 市町村立図書館の受け入れ数

区分	受け入れ数	1館当たり	備考
書籍 (冊)	5,343,314	2,108	パリを除く2,535館で。
レコード・CDなど (点)	521,071	507	パリを除く1,028館で。
ビデオなど (点)	131,024	222	590館で。
逐次刊行物 (冊)	176,000	—	調査館数不明。1996年調べ。

資料：1999年度調べ

## 県立貸出図書館の受け入れ数

区分	受け入れ数	1館当たり	備考
書籍 (冊)	1,354,000	13,816	98館で。
レコード・CDなど (点)	141,000	—	調査館数不明。

資料：2003年度調べ

**(29) 各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について**

廃棄に関しては不明である。

**(30) 各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について**

データベース保有率についての調査は存在していない。

**(31) 書籍・雑誌などの媒体別の年間貸出数について**

市町村立図書館では、書籍の年間貸出数は1館当り 56,366 冊であり、雑誌等については不明である。県立貸出図書館は、市町村立図書館への支援やブックモービルサービスなどを行うという性格上、貸出数の詳細は不明である。

市町村立図書館（1999年調査資料より）

区分	受け入れ数	1館当り	備考
書籍（冊）	151,173,286	56,366	2,682館で。
レコード・CDなど（点）	22,544,476	17,275	1,305館で。
ビデオなど（点）	6,252,989	9,305	672館で。

資料：1999年度調べ

**(32) 映画フィルム、DVD、CDなどの媒体別の所蔵・貸出状況について**

(26) (31)にまとめて記載している。

**3. 図書館の各種サービス****(33) 図書館サービスに関する情報提供の方法について**

県立貸出図書館ではe-mailアドレスの公開が94/98館、パソコンを導入している館が92/98（パソコン総数2,437台）であり、このうち22館がミニテルにより、10館がウェブサイトによりオンラインカタログにアクセス可能となっている。現在、1館が情報化を検討中である（2003年）。ミニテルとは、フランス国内で提供されているビデオテキストサービス「テレテル」で使用される端末で、電話回線を通じて文字や静止画を送受信するものである。家庭の情報端末として定着している。

**(34) インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について**

文化通信省図書・読書局による1998年の報告書によると以下のことがわかっている。

市町村立図書館235館で自宅にいながらミニテルを用いて、目録（Web-OPAC）の閲覧が可能で、そのうち41の図書館で蔵書の予約ができる。インターネット経由では14の市町村立図書館で目録の閲覧が可能であった。

一方、県立貸出図書館では29館でミニテルによる目録の閲覧が可能で、うち11館で蔵書の予約ができる。インターネット経由で目録の閲覧が可能なのは1館だけとなっている。

なお、県立貸出図書館に関しては、ADBBDP（Association des directeurs de bibliothèques départementales de prêt）のウェブサイトによると、インターネット経由で目録閲覧ができる図書館数の推移が、次のように記されている。2003年現在、10館で可能となっている。（<http://www.adbdp.asso.fr/lesbdp/internet.htm>）

インターネット経由で目録閲覧ができる県立貸出図書館数

年度末	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2003年
図書館数	1館	1館	1館	1館	2館	6館	10館

資料：各年度末

**(35) 地域情報の収集の状況について**

インターネット情報の収集保存がフランスでも課題として挙げられているが、まだ適当な解決法は見つかっていないようだ。地域資料に関しては、歴史的資料の収集から始まったフランスの図書館においてはきちんと行われているところが多い。

また、フランス文化通信省が1999年7月31日に提言した、公共図書館をネットワーク化するための財政支援策で、人口1万人未満の地域で、一定の基準を満たした図書館はネットワーク化するに当たって、経済的に支援することになった。

**(36) 地域内の大学等の諸機関との連携について**

1998年の調査で、90の市町村立図書館が58のさまざまな連携組織に加入していることがわかった。その具体的な連携の相手は、他の市町村の市町村立図書館、市町村内の資料保存サービスを行う部署、大学図書館、高等教育機関などである。

## 連携の内容

共同購入	16館
目録の共同化	63館
相互貸借を行うためのそれぞれの図書館の目録の閲覧	29館
相互貸借は行われませんが、それぞれの図書館の目録の閲覧	58館
インターネット上で閲覧できる共同の目録	8館

**(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について**

2004年の文化通信省の図書・読書政策に用いられる予算において、新たな試みとして視覚障害者たちへの支援が開始された。この計画のための団体が設置され、デジタル化されたり翻訳された、視覚障害者たちのための作品が増加している。また、この計画の推進のために、人員が配置され10万ユーロ（日本円で1,343万円）の予算が充てられている。また、目の不自由な若者向け図書の製作にも15万ユーロ（日本円で2,015万円）の予算が充てられている。地方の図書館へ向けても、視覚障害者たちのためのサービスの発展のための援助が行われている。（日本円換算については2004年の為替相場の年平均値、1ユーロ=134.33円として算出。）

1998年の調査で、21の図書館が障害者の読書を助ける設備を備えていることがわかった。主な設備の種類は、ズーム機能のついたビデオ、点字式のパソコン、音声合成を行う設備、身体障害者用のページめくり機などであった。

2003年度の県立図書館を対象とした調査では、非識字者の人へのサービスを行っている館が、15館、視覚障害者へのサービスを行っている館が6館あった。

**(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について**

フランスでは移民も多く、外国人が多く存在することから、外国人サービスも充実している。また、図書館政策として、旧植民地のアフリカ諸国で図書館の建設なども積極的に行われている。

**(39) 子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について**

2003年度調べで、県立貸出図書館のうち60館では小学校への貸出を行っている。そのうち、36館は50校以上へのサービスを実現している。中学校に対しては、42館が行っており、そのうち10館が15校以上へのサービスを行っている。また、58館において小学校入学前の幼児へのサービスを行っている。

公共図書館における子ども向けの読み聞かせ会や読書指導については、たとえば、書籍以外の芸術ソフト、写真、写本などの画像データベースシステムなどを構築し、電子化・遠隔利用などもめざす公共情報図書館（Bibliothèque publique d'information: BPI）においては、子供向けのアニメーション（読み聞かせや物語の読み解きなど、子どもの知的好奇心をわきたたせ本の世界に誘うさまざまな取り組み）の舞台としてこども劇場がある。ここでは、毎週水曜日の午後、子供向けの映画を上映している。

#### (40) その他各種事業（映画会など）の実施状況について

電子化プログラムとして県立図書館ではさまざまな取り組みが行われている（Multilis, Book plus, Biblio-Mondo など）。また、その他の事業として職員の研修がほとんどの県立図書館で行われている。

2003 年度調べで、県立図書館のうち 92 館がアニメーション（読み聞かせや物語の読み解きなどの取り組み）を行っていた。また、広報を出している館が 56 館あった。

### 4. 図書館職員の状況

#### 1. 職員数、資格制度、研修等

##### (41) 公共図書館の職員数（専任・兼任・非常勤の別など）について

有給で働く図書館員は総数 28,000 人程度だが、その中で公共図書館で働く職員の数は 15,000 人程度である。次項で取り上げる資格を有するものの割合は、全体で 40%程度である（県立 44%、市町村立 37%）。

また図書館は女性の多い職場で、市町村立図書館ではその 85%程度が女性である。

県立貸出図書館では、上級司書 116 人（84 館に存在）司書 172 人（77 館）、有資格のアシスタント 453 人（77 館）、文化財管理を任された有資格職員 259 人（76 館）、その他の職員は、フルタイムの職員に換算して 1,451 人（全館）である。

市町村立図書館では、1 館あたりの平均職員数は 6 人（専門職の割合 53%）となっている。

##### (42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について

フランスには、上級司書免許（Diplôme supérieur de bibliothécaire: DSB）、司書資格認定証（Certificat d'aptitude aux fonctions de bibliothécaires: CAFB）の 2 つの司書資格がある。

###### 〈上級司書免許（DSB）〉

大卒レベルを対象とし、国立高等情報科学図書館学校（Ecole nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques: ENSSIB）で、期間 2 年で取得できる。監督官庁は、図書館美術館科学技術情報局（DBMIST）で、学校長と運営委員会により運営される。ここでは、図書館に関する知識に加え、情報科学の知識についても学ぶことになる。

###### 〈司書資格認定証（CAFB）〉

バカロレア（大学入学資格）合格者レベルを対象とし、全国 23 箇所の地方育成センターで取得することができる。これらのセンターは ENSSIB に属し、通常大学図書館、公共図書館に置かれる。応募資格は、年齢、国籍を問わない。バカロレア合格者以外でも、2 年以上図書館に勤務していれば、受講できる。募集人数はセンターにより異なるが、おおむね 30-70 人程度である。書類選考・試験により受講者を決定する。

参考に、司書資格取得のための地方育成センターの 1 年間のプログラムを下記に示す。

###### 〈地方育成センターの年間プログラム〉

- ・ 10 月-1 月：週 12-14 時間の共通科目
- ・ 1 月末-2 月中旬：試験（合格後、次に進む）
- ・ 3 月中旬-5 月末：4 つの選択科目（公共図書館・専門図書館・教育施設や青少年の図書館・ディスコティックや音楽関係の図書館）の中からひとつ選択し、40 時間の授業。自分の選んだ科目の関係の図書館で、80 時間の実習。最終試験に合格で CAFB 取得。公共図書館などに司書補、2 類の司書として勤務できる。大卒者が CAFB を取得した場合、公共図書館の 1 類の司書になることができるが、司書より司書補を募集する自治体も多く、大卒者で司書補というケースも多い。また、資格は取得できないが、最初の 4 ヶ月の共通科目を受講すると、国の図書館の司書補になるための試験を受けることができる。

フランスの公務員は、大きく 4 つの категорияに分かれる。A：大卒程度、B：バカロレア合格者程度、C：中卒程度、D：A、B、C以外である。図書館も同様であり、その身分は法令・省令で定める。図書館の専門職の階級は、以下のとおりである。パリ市のものは、国家公務員と同じである。

職種	カテゴリー	国家公務員	地方公務員
学術職	A	主任上級司書 上級司書（一級） 上級司書（二級）	司書（一類） 司書（二類）
技術職	B	主任司書補 司書補（係長） 司書補	主任司書補 司書補（係長） 司書補

C・Dは書庫係・監視員といったサービス職である。AからDにいたるまで、図書館の職員として採用されるため、他の部局へ人事異動でまわされるということはない。同一職種内では、勤続年数・勤務成績に応じ、昇進がある。技術職は、ENSSIBを経ることにより、学術職への道が開かれている。休職し再教育を受けることになるが、公務員一般規則により長期研修休暇が保障されていることにより、それも可能となっている。

#### (43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて

2003年度の県立貸出図書館の調査の中で、研修を行っている館が89館あった。その中で、フランス図書館員協会（Association des bibliothécaires français: ABF）の研修を行っている館が13館あった。全体の合計の研修日数は20,771日であった。

1995年のデータで、過去1年間の間に専門職・フルタイムの職員の40%以上がなんらかの形で在職者研修をうけている。また、555館が、合計で3,230人の実習生の受け入れを行っている。

次に現職職員に対する司書教育学院（Institut de formation des bibliothécaires: IFB）における研修についてみていく。IFBは、1992年にリヨン郊外のヴィユルバンヌにある国立情報科学図書館高等学校の近くに創設された。文化通信省の一機関であるIFBでは、司書の入門教育に加えて現職司書に対する教育も行っている。

この教育は1年または2年間で行われる。研修を受ける受講生達には、IFBで研修を受けるか採用されている任地で教育を受けるという方法がある。また、それに加えて地方自治体の図書館と国の図書館でそれぞれ4週間ずつの実習を行わなければならない。週に行われる時間は大体25時間程度で、IFBの講師のほかそれぞれの専門家が外部講師として招かれ授業が行われる。外部講師は、大学教授、図書館の専門家や情報処理技術者、法律家、アニメーション（読み聞かせや物語の読み解きなど、子どもの知的好奇心をわきたたせ本の世界に誘うさまざまな活動）のための舞台デザイナーなど、さまざまな分野の専門家が招かれる。それぞれその道のプロフェッショナルが選ばれ、主題に応じて理論参加と、研修生各々の経験に基づいた活発な意見交換が行われる。

教育は以下の4つで構成されている。

- ・行政環境——予算概念、情報学、図書館スタッフ。
- ・司書の共通科目——10単元あり、すべての司書に共通の基礎教育を学ぶ（図書館問題、異なるタイプの資料、読書社会学、目録、資料言語、書誌の方法、蔵書管理、図書館の機械化）。
- ・公共図書館とドキュメンテーションの単元——前者は6単元で、公共図書館独自のテーマを究明する（書誌探索、コレクションの配置の仕方、文化遺産としての蔵書の管理、図書館を取り巻く人々や団体との仕事、新しい読者の獲得、アニメーション）。後者は、資料センターや大学図書館、専門図書館に赴く研修生のために行われるもので、コンピュータを使ったドキュメンテーションの展開とその副産物、灰色文献、書誌ネットワーク、利用者情報、情報の新しい技術といったテーマで教育が行われる。
- ・専門単元——一般的な教育を受けての応用段階。授業のテーマは多種多様で、たとえば、児童図書館やサービスの管理、図書館業務の電算化、アニメーション等についての授業がある。

IFBにおける研修は、国の司書の場合には1年間であるが、地方自治体の司書の場合には2年に延ばすこともできる。研修生は、各々にあったコースを選ぶが、期間は10週間から18週間とまちまちである。また、研修の終了後は司書修了書という学校の免状が交付される。IFBにおける研修は満足度の高いものといわれているが、問題点としては授業科目の偏りや研修が大変すぎることで、研修のために職場を何度も不在になることなどが挙げられている。

## (参考資料) 1997年後期における IFB の開講科目 (テーマ別)

科目	開催地	期間
<b>A 資料政策と蔵書管理</b>		
大学図書館における蔵書評価	ヴィユルバンヌ	11月18日-20日
公共図書館における逐次刊行物の評価と拡張	ナント	12月1日-5日
静止画像資料の目録作成と件名作業	パリ	12月15日-19日
受入業務	パリ	10月13日-17日
逐次刊行物	ヴィユルバンヌ	10月13日-17日
<b>B ネットの複数部署あるいは目録の情報化における調整</b>		
資料提供ネットワークへの統合に向けての事前の考察と分析	マルヌ＝ラ＝ヴァレー	10月7日-10日
インターネットの資料資源の利用者への提供	ヴィユルバンヌ	9月29日-10月3日
インターネット活用に向けての利用者教育	ヴィユルバンヌ	12月8日-12日
複数の部署あるいは目録の情報化における調整	ヴィユルバンヌ	12月1日-5日
<b>C 利用者とサービス</b>		
図書館における利用者サービスの進め方	ヴィユルバンヌ	10月21日-24日
インターネットの資料資源の利用者提供	ヴィユルバンヌ	9月29日-10月3日
開架式のスペースでの利用者への対応と指導	アラス	11月25日-28日
インターネット活用に向けての利用者教育	ヴィユルバンヌ	12月8日-12日
図書館における本の仲介者：計画とサービス	ヴィユルバンヌ	11月17日-19日
市立図書館における学生への対応	パリ	11月24日-27日
学生のチューター制度の組織	トゥールーズ	9月24日-26日
<b>D 管理</b>		
統計と管理表	パリ	9月22日-24日
図書館における時間管理	ヴィユルバンヌ	12月15日-17日
図書館における利用者サービスの進め方	ヴィユルバンヌ	10月21日-24日
図書館におけるニューテクノロジーの利用に伴う法律問題の処理	ヴィユルバンヌ	11月12日-14日
大学図書館・研究図書館におけるサービスの指導	ヴィユルバンヌ	11月17日-21日
図書館における責任の行使	ヴィユルバンヌ	11月24日-27日
<b>E 文化遺産としての資料</b>		
古書と自筆原稿の市場	パリ	11月12日-14日
特殊コレクションのデジタル化	ヴィユルバンヌ	10月20日-22日
資料の展示と有効利用	パリ	12月1日-5日
<b>F 施設</b>		
大学図書館の施設：付帯工事	パリ	10月13日-17日
図書館の備品と人間工学	パリ	12月8日-12日
<b>G 書庫係の仕事</b>		
作業スタッフの指導	ヴァランス	12月8日-12日
書庫係：変わる仕事	ランス	9月22日-25日

資料：Formation en bibliothèques: 2e semestre 1997. IFB. 1997. p.43-69

**2. ボランティアの登録・活動の状況****(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて**

特に県立図書館では、約 18,000 人と、多くの方がボランティアとして活動している。

また、1995 年のデータによると、報酬を得ているボランティアも含めると 38.9%の図書館で依頼があり、このうち 1,846 人は何らかの専門資格を有している。さらに、このデータによると 10.9%の図書館がボランティアだけで運営されており、この他にもパートタイムの職員を雇っている図書館は 67.3%存在している。

**5. 図書館の設備、情報化等の整備状況****1. 各種施設・設備の設置状況****(45) 各種の施設・設備（閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など）の状況について**

県立貸出図書館の総床面積は 178,250 m<sup>2</sup>で 1館当り 1,819 m<sup>2</sup>、市町村立図書館では 1,719,000 m<sup>2</sup>（合計 2,486 館）



で、1館当り 691 m<sup>2</sup>となっている。また、市町村立図書館の閲覧用席数の合計は 149,290 席 (2,723 館) で、1館当り 54.8 席となっている。

#### (46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者用の設備の整備状況について

車椅子利用者用の設備の整備に関する記述は見当たらない。古い建物が多いので公共図書館が抱えている課題のひとつに思われる。

## 2. コンピュータの設置・活用状況およびインターネットの活用

#### (47) コンピュータの設置状況 (職員用・利用客用) について

2003 年度調べで、県立中央図書館に関して、パソコンを導入しているのは 92 館 (パソコン総数 2,437 台)、うち 22 館がミニテルにより、10 館がウェブサイトによりオンラインカタログにアクセス可能である。

市町村立図書館に関しては、1998 年度のアンケート調査データがある。標本抽出により抽出された 2,000 人以上のサービス人口を持つ市町村立図書館 2,188 館のうち、コンピュータを導入している図書館は、1,156 館であった。これは、調査対象の 52.8%にあたり、1995 年の同じ調査では 44.1%だったことから、増加傾向にあることがわかる。これに加えてこの調査には入らなかった 3 館を加えた 1,159 館から、これ以後の分析を行ったところ、以下のようになった。

1998 年現在、134 館がコンピュータのリプレースを行っている最中である。1998 年度内にコンピュータのリプレースを行う計画がある図書館が 206 館ある一方、714 館で計画がない。無回答が 112 館である。

これらのコンピュータ設置図書館において、現在稼動しているコンピュータが稼動している平均の期間は 6 年である。1998 年現在リプレース中の図書館 134 館においては、その 77%がシステムを 1993 年以前に導入している。そして、これらの 134 館について、リプレースの計画は前回の導入から平均 8 年後に行われている。

サービス人口規模別にみたコンピュータ導入状況 (1998 年) (単位: 館)

人口規模	導入	うちリプレース	計画中	導入+計画中	割合 (%)	図書館数
パリ	1	0	0		—	1
300,000人以上	4	2	0	4	100.0	4
100,000~300,000人	33	9	1	34	100.0	34
50,000~100,000人	66	11	3	69	95.8	72
20,000~50,000人	223	46	17	240	81.9	293
10,000~20,000人	273	29	31	304	75.6	402
5,000~10,000人	316	23	47	363	60.8	597
2,000~5,000人	240	14	107	347	44.2	785
全体	1,156	134	206	1,361	62.2	2,188

1998 年現在稼動しているソフトウェアを導入した年 (単位: 館)

人口規模	1993年以前	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	回答数
パリ	—	—	1	—	—	—	—	1
300,000人以上	3	—	—	—	—	—	1	4
100,000~300,000人	19	5	2	1	1	2	4	34
50,000~100,000人	29	11	4	7	3	4	6	64
20,000~50,000人	118	17	20	12	19	17	12	215
10,000~20,000人	121	29	31	14	18	40	14	267
5,000~10,000人	86	28	47	30	42	50	30	313
2,000~5,000人	37	14	23	36	54	41	26	231
全体	413	104	128	100	137	154	93	1,129

注: 1,159 館中 1,129 館が回答

## 1998年現在稼動しているシステムに対する投資額 (単位：フラン)

人口規模	回答のあった図書館	中間値	最高値
パリ	1	—	33,759,191
300,000人以上	1	4,000,000	4,000,000
100,000～300,000人	9	2,533,126	17,343,864
50,000～100,000人	19	950,000	4,150,000
20,000～50,000人	73	700,000	2,976,784
10,000～20,000人	107	280,000	2,313,940
5,000～10,000人	173	170,000	670,886
2,000～5,000人	156	79,484	335,900
全体	539	—	—

注：中間値は50%の図書館がこれより多く投資している額を表す。

IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2000* より、1998年平均値で1フラン=22.19円

## 年間維持費 (単位：フラン)

人口規模	回答のあった図書館	中間値	最高値
パリ	1	—	2,861,387
300,000人以上	—	—	—
100,000～300,000人	7	106,516	500,000
50,000～100,000人	19	89,244	244,748
20,000～50,000人	69	43,101	319,295
10,000～20,000人	106	25,937	113,171
5,000～10,000人	153	11,735	190,000
2,000～5,000人	109	6,049	117,368
全体	464	—	—

注：464館についての1997年度数値。IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2000* より、1997年平均で1フラン=20.73円

2万人以上の市町村の328のコンピュータを導入している図書館のうち、205の図書館が少なくとも1人以上の人員をシステムの運営に充てていると答えた。しかし、勤務時間のすべてを運営に充てている人員がいると答えた図書館は167館だった。

また、1,159のコンピュータ設置図書館のうち1,081館が、管理ソフトウェアと書誌データのあるサーバーを備えていた。

## 何らかの業務に用いる接続端末を備えた図書館とその端末数

人口規模	端末を持つ館	うち複数の端末を持つ館	端末数	
			(中間値)	(最高値)
パリ	1	1	399	—
300,000人以上	4	3	113	220
100,000～300,000人	34	28	47	150
50,000～100,000人	64	55	27	67
20,000～50,000人	217	184	13	51
10,000～20,000人	259	195	7	22
5,000～10,000人	289	188	4	17
2,000～5,000人	182	70	2	6
全体	1,050	724	—	—

何らかの業務に用いる端末あるいはパソコンを所有する館の数とその台数

人口規模	端末を持つ館	パソコンを所有する館	パソコンの台数	
			(中間値)	(最高値)
パリ	1	1	144	—
300,000人以上	4	3	14	132
100,000～300,000人	34	32	26	191
50,000～100,000人	64	58	8	95
20,000～50,000人	217	179	3	40
10,000～20,000人	259	196	2	27
5,000～10,000人	289	213	2	17
2,000～5,000人	182	146	2	7
全体	1,050	828	—	—

管理ソフトウェア

(単位：館)

ソフトウェア名	現在使用している図書館	将来使用する計画がある図書館
OPSYS	289	6
ORPHEE	118	28
LIBER	99	4
PAPRIKA	90	15
MICROBIB	63	11
AGATE	52	16
AFIBYBLOS	45	3
ADVANCE	38	—
TOBIAS	33	—
BIBLIX	27	1
BOOK PLUS	25	—
DYNIX/HORIZON	24	8
AB6	19	4
QUICK BOOK	19	7
VUBIS	15	1
MULTILIS	14	—
PUBLIX GAB	10	—
MILORD	8	2
BCDI	7	—
LIBS 100	7	—
GEAC PLUS	6	3
GEAC GLIS	6	—
GESTEQUE	5	—
DIDEROT	5	—
ALEXANDRE	4	1
BEST SELLER/PORT-FOLIO	4	2
BIBAL	4	—
SDL MEDIA	4	—
MEDIAPLUS	—	4

これらのシステムの利用状況

区分	図書館数
受入業務	529
目録作成業務	1,038
逐次刊行物の受入記入業務	783
貸出業務	955
検索業務	
一般的方法	728
Windows環境で	101
イントラネット環境で	7
統計業務	920
相互貸借業務	103

注：1998年以前に導入した1,066館について。

#### (48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について

1998年の調査の、コンピュータを導入している1,159館中188館でインターネットのアクセスが可能であった。これは1995年の時点の調査ではアクセスできる館がたった2館だったことを考えると格段の進歩といえる。また、現在もアクセスできる館はますます増加する傾向にある。

職員のみアクセスできる館	51館
利用者のみアクセスできる館	66館
どちらもアクセスできる館	71館

来館者が利用可能なインターネットに接続できる端末の数は、以下のとおりである。

1つ	63%の図書館
2つ	16%の図書館
3～8	17%の図書館
10～30	5つの図書館

## ネットアクセスと課金制度

(単位：館)

人口規模	来館者にネットアクセスを提供している館	うち有料の館	調査館数
パリ	0	0	1
300,000人以上	2	0	4
100,000～300,000人	14	6	35
50,000～100,000人	11	2	72
20,000～50,000人	29	19	293
10,000～20,000人	32	16	403
5,000～10,000人	24	18	598
2,000～5,000人	25	15	785
全体	137	76	2,191

## 利用者に提供されているサービスの内容

(単位：館)

区分	該当サービスが無料の図書館	該当サービスが有料の図書館
自由なネット閲覧	44	64
規制付きのネット閲覧	14	7
電子メールサービス	15	34
FTP (Transfert de fichiers)	14	20
フォーラム	14	28
ネット上の情報の印刷	39	54
ネット上の情報の記録	19	46

## 県立貸出図書館におけるインターネット等を利用した図書館サービスの現状 (2003年) (単位：館)

区分	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
メールアドレス	3	10	38	69	83	93	91
ウェブサイト	1	2	7	9	19	29	31
オンラインカタログ	1	1	1	1	2	6	10

インターネットの講習については、多くの図書館で、さまざまな講習などが行われているということはわかっている。しかし、インターネットの講習指導について具体的に書かれたものはなかった。

**(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について**

(47) コンピュータの設置状況 (職員用・利用客用) にまとめて記載した。

**(50) Web-OPAC やデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について**

市町村立図書館のウェブサイトは、属する市町村のサイトに含まれる場合と独立したウェブサイトを持っている場合が存在している。1998年の時点で、14の市町村立図書館がインターネット上に目録を公開している。41の市町村立図書館がその他のサービスを提供している。その他の大多数は、図書館の紹介にとどまっている。

オンライン・レファレンスについては、1998年のパソコン設置などに関する調査でも詳しい言及はなかった。ただし、テレビ会議システムは1館で導入されているという。

### <参考文献・ウェブサイト>

- ・マリー・フランソワーズ, ボワ・ドゥラット, 「フランスの生涯学習と図書館ネットワーク」, 『日仏図書館情報研究』, 21, 1995, pp. 41-52
- ・鈴木良雄, 「フランスの図書館Ⅰー公共図書館を中心に」, 『図書館雑誌』, 95(8), 2001, pp. 578-580
- ・鈴木良雄, 「フランスの図書館Ⅱー公共図書館を中心に」, 『図書館雑誌』, 95(9), 2001, pp. 733-735
- ・鈴木良雄, 「フランスの図書館Ⅲー公共図書館を中心に」, 『図書館雑誌』, 95(11), 2001, pp. 888-891
- ・岸美雪, 「フランスの地方分権による公共図書館制度の変遷-3つの転換点」, 『日仏図書館情報研究』, 25, 1999, pp. 7-12
- ・赤星隆子, 「統計から見たフランスの公共図書館」, 『日仏図書館情報研究』, 24, 1998, pp. 51-60
- ・堀越崇, 「フランスの公共図書館におけるアニメーション」, 『日仏図書館情報研究』, 24, 1998, pp. 71-82
- ・マリー・クリスティーヌ・ロベール, 「IFBにおける司書教育」, 『日仏図書館情報研究』, 23, 1997, pp. 42-45
- ・日仏図書館学会編, 『フランス図書館関係用語集』, 東京, 日仏図書館学会, 1990, p. 82, (ISBN 4-931253-03-2)
- ・日仏図書館学会編, 『フランス図書館・情報ハンドブック』, 東京, 日仏図書館学会, 1990, p. 85, (ISBN 4-931253-02-4)
- ・Anne-Marie Bertrand, “Les bibliothèques. Paris, La Découverte”, 1998, p. 123, (ISBN 2-7071-2874-0)
- ・Martine Poulain, ‘Les Bibliothèques publiques en Europe’, “Paris, Éditions du Cercle de la Librairie”, 1992, p. 367, (ISBN 2-7654-0494-1)
- ・Les BDP en chiffres, “ADBDP ASSOCIATION DES DIRECTEURS DE BIBLIOTHÈQUES DÉPARTEMENTALES DE PRÊT”, (online), available from <<http://www.adbdp.asso.fr/lesbdp/chiffres.htm>>, (accessed 2004/12/20)
- ・‘BIBLIOTHÈQUES MUNICIPALES Statistiques 1999’, “Le Ministère de la culture et de la communication”, (online), available from <<http://www.culture.gouv.fr/culture/dll/memo.html>>, (accessed 2004/12/20)
- ・‘Bibliothèques départementales de prêt : statistiques 1998’, “Le Ministère de la culture et de la communication”, (online), available from <<http://www.culture.gouv.fr/culture/dll/bdp96.htm>>, (accessed 2004/12/20)
- ・‘L'équipement informatique des bibliothèques municipales et départementales : statistiques 1998’, “Le Ministère de la culture et de la communication”, (online), available from <<http://www.culture.gouv.fr/culture/dll/Imeca.pdf>>, (accessed 2004/12/20)
- ・‘Budget 2004 du ministère de la culture et de la communication’, “Le Ministère de la culture et de la communication”, (online), available from <<http://www.culture.gouv.fr/culture/min/budget2004/budget2004.pdf>>, (accessed 2004/12/20)

(名城 邦孝)